

有料老人ホーム立入検査確認事項

※ 「該当なし」の場合はA、Bの
いずれにも○をつけないで下さい。

項目	確認事項	左の結果		備考						
		A	B							
4 規模及び 構造設備	イ 介護居室及び一時介護室									
	(ア) 個室であり、界壁（遮音上有効な壁）により区分されているか。	いる	いない							
	入居者が夫婦等である場合に認められる、二人利用の居室の整備はあるか。	ある	ない							
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">個室（一人利用）</td> <td style="text-align: center;">室</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夫婦用等（二人利用）</td> <td style="text-align: center;">室</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> </table>	個室（一人利用）	室	名	夫婦用等（二人利用）	室	名			
	個室（一人利用）	室	名							
	夫婦用等（二人利用）	室	名							
	(イ) 1室当たりの床面積は、18㎡（収納スペース、トイレ及び洗面設備等を除いた有効面積は13.2㎡）以上あるか。	ある	ない							
	(ウ) 二人利用である居室の床面積は、23.45㎡以上あるか。	ある	ない							
	(エ) 二人利用である居室の場合は、居室内のベッドから廊下までの出入り口の幅は1.2mの広さと空間があるか。	ある	ない							
	(オ) 室内に収納設備等が設けられている場合、介護サービスの提供、車いすの使用、緊急時の対応等に支障がないか。	ない	ある							
	(カ) 緊急通報装置を備えているか。	いる	いない							
	(キ) 地下室に設けていないか。	いない	いる							
	ウ 汚物処理室、看護・介護職員室（スタッフルーム）は、建物階層に応じ各階ごとに設置されているか。	いる	いない							
	エ 機能訓練室は、機能訓練を行うために適当な広さと設備があるか。	ある	ない							
オ 医務室を設置する場合には、医療法施行規則に規定する診療所の構造設備の基準に適合しているか。	いる	いない								
カ 要介護者が使用する浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適した構造設備であるか。	ある	ない								
キ 便所には緊急通報装置があるか。	ある	ない								
ク 便所は身体が不自由な者が使用するのに適した構造設備であるか。	ある	ない								
ケ 介護居室内に便所を設置しない場合は、居室のある階ごとに居室に近接して設置してあるか。	ある	ない								
コ 介護居室のある区域の廊下の幅は、県指針に適合しているか。	いる	いない								
原則は内法で1.8m以上。ただし、片廊下であり、待避スペースとして有効なアルコープ等を設けた場合は1.5m以上とすることができる。										
サ 廊下の壁面に手摺りはあるか。	ある	ない								
シ 階段には手摺りがあり、傾斜が緩やかであるか。	ある	ない								
(7) 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行（平成23年10月20日）の際現に改正法による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であったか。	あった	なかった								
(登録を受けていた場合、(1)、(5)及び(6)の基準を適用しない)										

有料老人ホーム立入検査確認事項

※ 「該当なし」の場合はA、Bの
いずれにも○をつけないで下さい。

項 目	確 認 事 項	左の結果		備 考																														
		A	B																															
4 規模及び 構造設備	<p>(8) 既存の建築物を転用の上、開設される施設や定員9人以下の施設で、(6)の基準を満たすことが困難な場合、次のいずれかの基準に合致しているか。</p> <p>ア 以下の基準を満たすものであること</p> <p>(ア) すべての居室が個室である。</p> <p>(イ) 基準を満たしていない事項について、重要事項説明書等により入居者等に説明がなされている。</p> <p>(ウ) 次のいずれかに適合していること</p> <p>① 基準を満たした場合と同等の効果が認められる代替の措置が講じられている。(職員による廊下移動の介助等)</p> <p>② 基準に適合させる改善計画を策定し、入居者へ説明を行っている。</p> <p>イ 建物の構造について、文書により入居者等に対し説明がなされており、事業運営の透明性や適切な運営体制が確保されている。</p>	<p>いる</p> <p>ある</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p>	<p>いない</p> <p>ない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p>																															
5 職員の配置等	<p>5 職員の配置等</p> <p>(1) 職員の配置</p> <p>ア 職員の配置状況は次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>現 員</th> <th colspan="3">() 内は常勤換算後の人数 (小数点二桁目を四捨五入)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>名</td> <td></td> <td>内有資格者</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>名</td> <td>(名)</td> <td>内有資格者</td> <td>名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号)第11条第1号の規定に基づく状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する職員)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>栄養士</td> <td>名</td> <td>(名)</td> <td>内有資格者</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>調理員</td> <td>名</td> <td>(名)</td> <td>内有資格者</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>名</td> <td>(名)</td> <td>内有資格者</td> <td>名</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置しているか。</p> <p>勤務体制 ・宿 直 ・交替制</p> <p>夜間勤務時間 時 分 ～ 時 分</p> <p>勤務人数 人</p> <p>ウ 介護サービスを提供する施設の場合には上記の他、提供する介護サービスの内容に応じ、次によること。</p> <p>(ア) 要介護者等を直接処遇する職員(介護職員及び看護職員をいう。以下「直接処遇職員」という。)については、介護サービスの安定的な提供に支障がない職員体制であるか。</p> <p>(イ) 看護職員は入居者の健康管理に必要な数を配置しているか。 ただし、看護職員として看護師の確保が困難な場合には、准看護師を充てることのできる。</p>	職 種	現 員	() 内は常勤換算後の人数 (小数点二桁目を四捨五入)			管理者	名		内有資格者	名	生活相談員	名	(名)	内有資格者	名	栄養士	名	(名)	内有資格者	名	調理員	名	(名)	内有資格者	名	合計	名	(名)	内有資格者	名	<p>いる</p> <p>ある</p> <p>いる</p>	<p>いない</p> <p>ない</p> <p>いない</p>	
職 種	現 員	() 内は常勤換算後の人数 (小数点二桁目を四捨五入)																																
管理者	名		内有資格者	名																														
生活相談員	名	(名)	内有資格者	名																														
栄養士	名	(名)	内有資格者	名																														
調理員	名	(名)	内有資格者	名																														
合計	名	(名)	内有資格者	名																														

有料老人ホーム立入検査確認事項

※ 「該当なし」の場合はA、Bの
いずれにも○をつけないで下さい。

項 目	確 認 事 項	左の結果		備 考
		A	B	
	<p>(8) 身元引受人への連絡等</p> <p>ア 入居者の生活において必要な場合には、身元引受人等への連絡等所要の措置をとるとともに、本人の意向に応じ、関連諸制度、諸施策の活用について迅速かつ適切な措置をとっているか。</p> <p>イ 要介護者等については、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を身元引受人等へ定期的に報告しているか。</p>	<p>いる</p> <p>いる</p>	<p>いない</p> <p>いない</p>	
7 サービス等	<p>(9) 金銭等管理</p> <p>ア 本人の依頼により、施設で入居者の金銭、預金等を管理する場合は、依頼書を徴しているか。</p> <p>イ 入居者本人が、十分な判断能力を有せず金銭等の適切な管理を行えないと認められる場合であって、施設において入居者の金銭等を管理する場合は、身元引受人等から承諾書を徴しているか。</p> <p>ウ 金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程等で定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預り金台帳の作成についての記述があるか。 ・ 現金、通帳、印鑑等の保管に関する記述はあるか。 ・ 通帳と印鑑保管者に関する記述はあるか、また、その保管者は別々の者となっているか。 ・ 金銭の受け渡しの際に関する記述はあるか。（受領印の押印、預かり証の発行等） ・ 金銭の授受の方法、立ち会い等の記述はあるか。（複数職員の立ち会い等） ・ 定期的な台帳と現金等の残高の突合についての記述はあるか。 <p>(10) 高齢者虐待等</p> <p>ア 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者保護のための施策に協力しているか。</p> <p>イ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行われるものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っているか。 ※令和6年3月31日まで経過措置あり</p> <p>ウ 虐待の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>エ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>オ イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p> <p>カ 同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情処理体制の整備等、高齢者虐待防止の措置を講じているか。</p> <p>キ 身体拘束、その他入居者の行動を制限する場合は、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に限っているか。</p> <p>ク 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録しているか。</p> <p>ケ やむを得ず身体拘束等を行う場合には、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」により身元引受人等から同意を得ているか。</p> <p>コ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行われるものを含む。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。</p>	<p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>ある</p> <p>ある</p> <p>ある</p> <p>ある</p> <p>ある</p> <p>ある</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p>	<p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>ない</p> <p>ない</p> <p>ない</p> <p>ない</p> <p>ない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p>	

有料老人ホーム立入検査確認事項

※ 「該当なし」の場合はA、Bの
いずれにも○をつけないで下さい。

項 目	確 認 事 項	左の結果		備 考
		A	B	
	<p>サ 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>シ 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>(11) その他</p> <p>ア (1) から (9) に掲げるサービスの提供について、入居者と契約を締結する場合、その職員に対し、サービス内容等の周知が十分になされているか。</p>	<p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p>	<p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p>	
7 サービス等	イ 有料老人ホームの職員が介護保険サービス等の業務を兼ねる場合は、業務の種別に応じた勤務状況を明確にするため、適切に勤務表の作成、管理が行われているか。	いる	いない	
8 事業収支計画	<p>8 事業収支計画</p> <p>(1) 資金の確保等</p> <p>ア 初期総投資額の積算にあたっては、開設に際して必要となる費用（調査関係費、土地関係費、建築関係費、募集関係費、開業準備関係費、公共負担金、租税公課、期中金利、予備費等）を詳細に検討の上、それらを積み上げて算定し、必要な資金を適切な方法で調達しているか。</p> <p>イ 資金の調達にあたっては、主たる取引金融機関等を確保しているか。</p> <p>(2) 長期の資金収支計画及び損益計画を策定しているか。(以下、当該計画について)</p> <p>ア 長期安定的な経営が可能な計画であるか。</p> <p>イ 最低30年以上の長期的な計画であるか。</p> <p>ウ 3年ごとに計画の見直しを行っているか。</p> <p>エ 借入金の返済にあたっては、資金計画上無理のない計画であるか。</p> <p>オ 適切かつ実行可能な募集計画に基づいているか。</p> <p>カ 長期推計に基づく入居時平均年齢、男女比、単身入居率、入退去率、入居者数及び要介護者発生率を勘案しているか。</p> <p>キ 人件費、物件費等の変動や建物の修繕費等を適切に見込んでいるか。</p> <p>ク 前払金の償却年数は、想定居住期間としているか。</p> <p>ケ 常に適正な資金残高があるか。</p> <p>(3) 経理・会計の独立</p> <p>有料老人ホーム以外にも事業経営を行っている経営主体については、当該有料老人ホームについての経理・会計を明確に区分し、他の事業に流用していないか。</p>	<p>いる</p> <p>ある</p> <p>いる</p> <p>ある</p> <p>ある</p> <p>いる</p> <p>ある</p> <p>いる</p> <p>ある</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いない</p>	<p>いない</p> <p>ない</p> <p>いない</p> <p>ない</p> <p>いない</p> <p>ない</p> <p>いない</p> <p>ない</p> <p>いない</p> <p>ない</p> <p>いる</p>	
9 利用料等	<p>9 利用料等</p> <p>(1) 家賃（賃貸借契約以外の契約で受領する利用料のうち、部屋代に係る部分を含む。）</p> <p>ア 家賃は、当該有料老人ホームの整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定されているか。</p> <p>家賃 円/月 算定方法 []</p> <p>イ 家賃は、近傍同種の住宅の家賃から算定される額を大幅に上回っていないか。</p>	<p>いる</p> <p>いない</p>	<p>いない</p> <p>いる</p>	

有料老人ホーム立入検査確認事項

※ 「該当なし」の場合はA、Bの
いずれにも○をつけないで下さい。

項目	確認事項	左の結果		備考										
		A	B											
	<p>(7) 苦情解決並びに事故発生の防止及び発生時の対応</p> <p>ア 入居者の苦情に対し、迅速で円滑な解決を図るため、設置者において苦情処理体制を整備するとともに、外部の苦情処理機関についても入居者に周知しているか。</p> <p>イ 事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じているか。</p> <p>(ア) 事故が発生した場合の対応、(イ)に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備している。</p> <p>(イ) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通し改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備している。</p> <p>・転落等危険箇所の確認等</p>	<p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p>	<p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p>											
10 契約内容等	<p>(ウ) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行われるものを含む。）及び職員に対する研修を定期的に行っている。</p> <p>委員会 年間 回（ 年度）</p> <p>研修 年間 回（ 年度）</p> <p>(エ) (ウ)の措置を適切に実施するための担当者を置いている。</p> <p>ウ 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに千葉県及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>エ 前号の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>オ 設置者の攻めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行う用意があるか。</p>	<p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>ある</p>	<p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>ない</p>											
11 情報開示	<p>11 情報開示</p> <p>(1) 有料老人ホームの運営に関する情報</p> <p>ア 入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付しているか。</p> <p>イ 下記書類を公開し、求めに応じ交付しているか。公開・交付している文書に○を付してください</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td></td><td>パンフレット</td></tr> <tr><td></td><td>重要事項説明書</td></tr> <tr><td></td><td>入居契約書</td></tr> <tr><td></td><td>特定施設入居者生活介護等提供契約書</td></tr> <tr><td></td><td>管理規程</td></tr> </table> <p>ウ 前払金を受領する施設にあつては、貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨を入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧しているか。</p> <p>エ 前払金を受領する施設にあつては、事業収支計画について閲覧に供するように努めているか。</p> <p>オ 前払金を受領する施設にあつては、貸借対照表等の財務諸表について、入居者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮しているか。</p>		パンフレット		重要事項説明書		入居契約書		特定施設入居者生活介護等提供契約書		管理規程	<p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p>	<p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p>	
	パンフレット													
	重要事項説明書													
	入居契約書													
	特定施設入居者生活介護等提供契約書													
	管理規程													

有料老人ホーム立入検査確認事項

※ 「該当なし」の場合はA、Bの
いずれにも○をつけないで下さい。

項 目	確 認 事 項	左の結果		備 考
		A	B	
	<p>カ 老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、有料老人ホーム情報を県に報告しているか。</p> <p>(2) 有料老人ホームの種類の表示</p> <p>ア サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていない場合は、パンフレット、新聞等において広告を行う際、種類を表示するとともに、表示事項を併記しているか。</p> <p>イ 有料老人ホームの種類の表示を行う場合、介護に関わる職員体制を「1.5 : 1以上」「2 : 1以上」又は「2.5 : 1以上」と表示する場合は、介護に関わる職員の割合を年度ごとに算定し、表示と実態の乖離がないか検証しているか。</p> <p>ウ 入居者等に上記の算定方法及び算定結果を説明しているか。</p> <p>(3) 有料老人ホームに係る入居者等への情報開示について</p> <p>有料老人ホーム設置に係る県との事前協議を行った場合は、その結果、及び老人福祉法に基づき実施される立入検査の指導状況等について、自主的に入居希望者等に公開するとともに、一般に閲覧できる状態にしているか。</p>	<p>いる</p> <p>いない</p> <p>いる</p> <p>いない</p> <p>いる</p> <p>いない</p> <p>いる</p> <p>いない</p> <p>いる</p> <p>いない</p>	<p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p>	
1 2 衛生管理	<p>1 2 衛生管理</p> <p>(衛生管理を徹底させるとともに、職員に対し研修を行っているか。) ※令和6年3月31日まで経過措置あり</p> <p>(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行われるものを含む。)をおおむね六月に一回以上開催しているか。また、その結果について、職員に周知徹底しているか。</p> <p>(2) 感染症及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>(3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>ア 研修開催状況(感染症、食中毒等の予防及びまん延の防止)</p> <p>イ 居室、調理室、トイレ、浴室等の清掃状況及び汚物等の管理状況など</p>	<p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p>	<p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p>	
1 3 防災対策	<p>1 3 災害発生時に係る防災対策</p> <p>(1) 火災、風水害・土砂災害、地震等、非常災害に対する具体的計画(非常災害対策計画)を定めているか。</p> <p>(2) 災害発生時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを、全職員で共有しているか。</p> <p>(3) ア 避難等必要な訓練を定期的に行っているか。</p> <p>年間 回 (年度)</p> <p>イ アの訓練実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p> <p>(4) 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に所在し、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定められているか。</p> <p>ア 避難確保計画を作成し、市町村へ報告しているか。</p> <p>イ 避難確保計画に基づく避難訓練を実施しているか。</p> <p>(5) ライフライン等が寸断された場合の対策状況</p> <p>・ 停電、断水、ガスや通信等ライフラインが寸断された場合を想定した備蓄等(照明、防寒具、飲料水、バッテリー、食料等)を行っているか。</p>	<p>いる</p>	<p>いない</p>	
1 4 業務継続計画	<p>1 4 業務継続計画の策定等 ※令和6年3月31日まで経過措置あり</p>			

有料老人ホーム立入検査確認事項

※ 「該当なし」の場合はA、Bの
いずれにも○をつけないで下さい。

項 目	確 認 事 項	左の結果		備 考
		A	B	
	(1) 感染症及び非常災害の業務継続計画を策定しているか。	いる	いない	
	(2) 業務継続計画について、職員に対し周知しているか。	いる	いない	
	(3) 業務継続計画に基づき、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施しているか。 〔確認：研修・訓練の実施状況〕	いる	いない	
	(4) 業務継続計画について、定期的に見直し・変更を行っているか。	いる	いない	